



2025年3月6日

各位

会社名 古河電気工業株式会社  
代表者名 取締役社長 森平 英也  
(コード:5801、東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員IR部長 滝田 博子  
(TEL. 03-6281-8540)

### 監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月開催予定の当社第203回定時株主総会の承認を条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 移行の目的

当社および当社グループは、「古河電工グループ パーパス」および「Core Values」に基づき、透明性・公平性を確保のうえ意思決定の迅速化など経営の効率化を進め、事業環境や市場の変化に機動的に対応して業績向上に努めるとともに、内部統制体制の構築・強化およびその実効的な運用を通じて経営の健全性を維持し、もって永続的な業容の拡大・発展、企業価値の増大を図ることを基本としております。

本基本方針のもと、「監査役会設置会社」制度を選択し、2000年代より継続的にコーポレートガバナンスの機能強化を図ってまいりましたが、今般、「監査等委員会設置会社」に移行し、コーポレートガバナンスの一層の充実を推進することといたしました。

移行後の「監査等委員会設置会社」制度では、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員が取締役会の構成員となりますが、加えて当社においては原則として取締役の過半数を独立社外取締役といたします。

本体制のもと、取締役会が業務執行の決定を広く経営陣に権限委譲し、当社としての意思決定のより一層の迅速化を図るとともに業務執行力の強化を推進し、さらに取締役会が経営方針や経営戦略を中心とした議題についてより本質的な議論を行い、取締役会の監督機能を強化・高度化することで、全体としてさらなる企業価値の増大を図ってまいります。

## 2. 移行の時期

本年6月開催予定の当社第203回定時株主総会において、移行に関連する定款変更議案等について承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

## 3. その他

- (1) 監査等委員会設置会社への移行後の新体制につきましては、本日開示いたしました「代表取締役、取締役および監査役等の異動ならびに新委嘱業務のお知らせ」をご覧ください。
- (2) 移行に伴う定款変更の内容等につきましては、決定次第、速やかに公表いたします。

以 上

## 当社のコーポレートガバナンスに関するこれまでの取組み

当社は、「監査役会設置会社」制度を選択し、2000年代より継続的にコーポレートガバナンスの機能強化を図ってまいりましたが、今般、「監査等委員会設置会社」に移行し、コーポレートガバナンスの一層の充実を推進することといたしました。

### 執行と監督の分離

2003年～

- 執行役員制度を導入

### 取締役会・監査役会

### 取締役会の実効性評価

### 指名・報酬関係

2010年

- 報酬委員会を設置

### 基本的な考え方・方針

2015年

- コーポレートガバナンスに関する基本方針を制定
- 社外役員の独立性基準を制定

2016年～

- 取締役会長を代表権のない取締役へ
- 取締役会等の付議基準を定期的に見直し、漸進的に執行側への権限委譲の範囲を拡大

2016年～

- 社外取締役5名体制

2015年～ 毎年度実施

- 取締役会の実効性評価開始

2015年

- 報酬委員会に代えて、指名・報酬委員会を設置

2016年～

- 委員長に社外取締役が就任

2016年

- 役員報酬体系を改定 [業績連動型株式報酬制度を導入]

2017年～ 毎年度実施

- 議長による個別インタビューを実施 (議長に対しては幹事社外役員が実施)

2019年

- 役員報酬体系を改定 [業績連動型株式報酬制度のインセンティブを高める]

2019年～

- 社外取締役の独立性を強化
- 女性の社外取締役が就任

2020年～

- 女性の社外監査役が就任

2021年～

- 取締役会において、議長を除く社内・社外の割合を同数とする

2023年

- 役員報酬体系を改定 [ESG連動報酬を導入]

## 2025年6月 監査等委員会設置会社へ移行

移行のポイント 1

**取締役の過半数を独立社外取締役とする** → 取締役会の監督機能をさらに強化

移行のポイント 2

**執行と監督の分離**

① 業務執行の決定における経営陣への権限委譲の範囲を拡大 → 意思決定の迅速化

② 実効性のある業務執行体制 → 業務執行力の強化

③ 取締役会でのより本質的な議論 → 取締役会の監督機能の強化・高度化

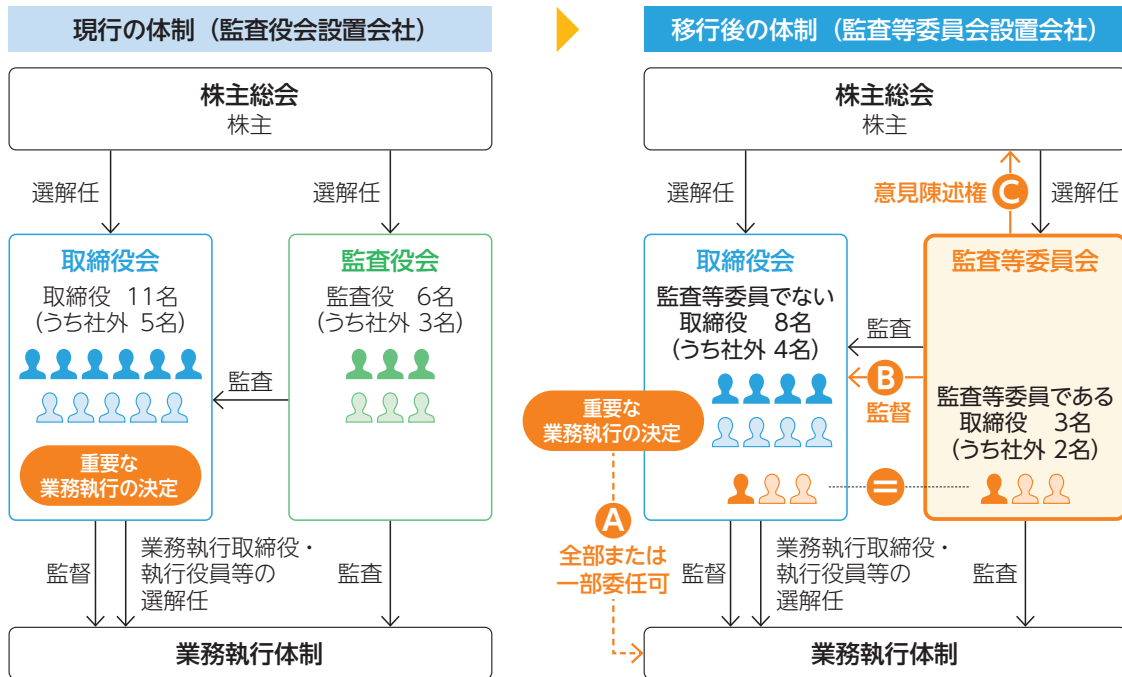
全体としてさらなる企業価値の増大を図ってまいります

## 監査等委員会設置会社への移行の概要

当社は、本年6月開催予定の当社第203回定時株主総会の承認を条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行いたします。移行の概要は以下のとおりです。

### ● 監査等委員会設置会社への移行イメージ

社内 社外



### ● 現行の体制と移行後の体制の比較表

	現行の体制 (監査役会設置会社)	移行後の体制 (監査等委員会設置会社)
機関	取締役会 + 監査役・監査役会	取締役会 + 監査等委員会
規模・構成	17名 取締役 11名 (うち社外 5名) 監査役 6名 (うち社外 3名)	11名 監査等委員でない取締役 8名 (うち社外 4名) 監査等委員である取締役 3名 (うち社外 2名)
任期	取締役 1年 監査役 4年	監査等委員でない取締役 1年 監査等委員である取締役 2年
重要な業務執行の決定	取締役会から委任できない	取締役会から、全部または一部を取締役(監査等委員である取締役を除く)へ委任することができる(図A)
監査・監督	監査役による監査	監査等委員会による監査・監督(図B)
取締役の指名・報酬等についての意見陳述権	なし	選定監査等委員は、株主総会において、監査等委員でない取締役の指名・報酬等について監査等委員会の意見を述べることができる(図C)